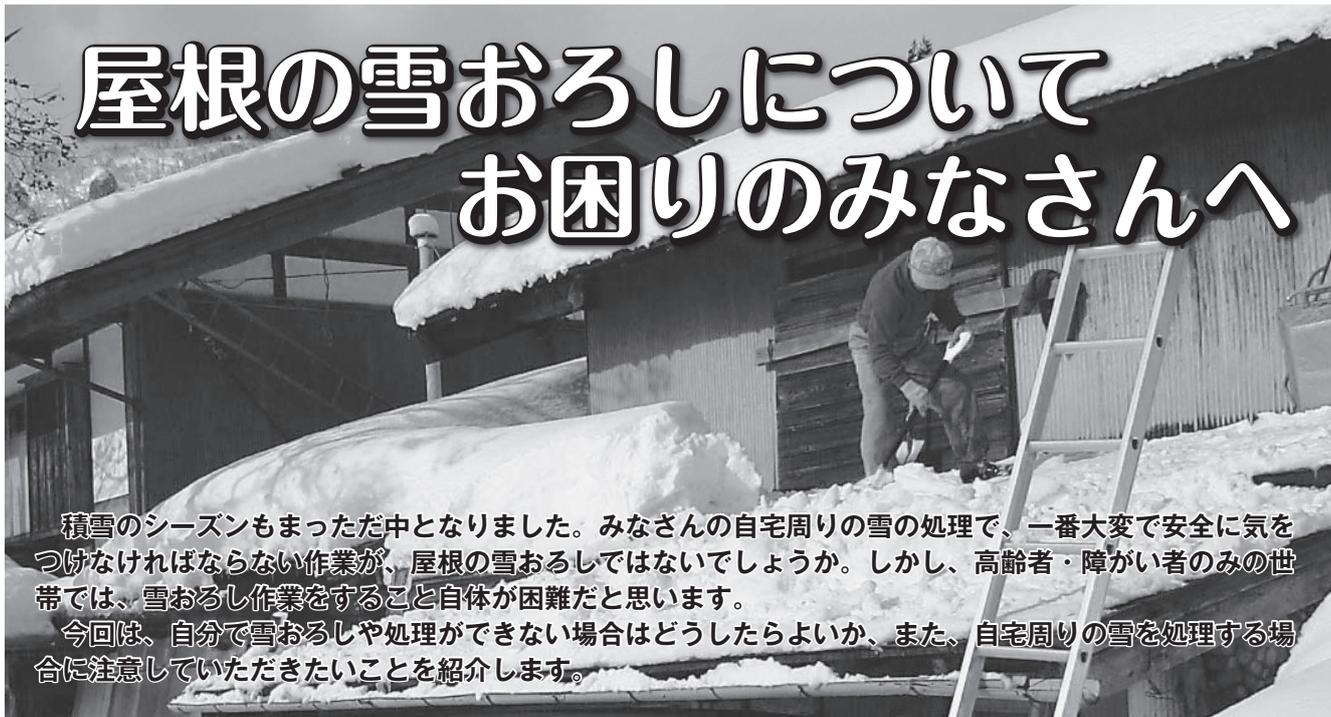


屋根の雪おろしについて お困りのみなさんへ



積雪のシーズンもまっただ中となりました。みなさんの自宅周りの雪の処理で、一番大変で安全に気をつけなければならない作業が、屋根の雪おろしではないでしょうか。しかし、高齢者・障がい者のみの世帯では、雪おろし作業をすること自体が困難だと思います。

今回は、自分で雪おろしや処理ができない場合はどうしたらよいか、また、自宅周りの雪を処理する場合に注意していただきたいことを紹介します。

相談① … 自分で屋根の雪おろしができないので、業者などに依頼したいのですが…。

答え…市では雪おろし等を依頼可能な業者のリストを作成してご紹介しています。詳しくは各振興事務所振興課、または健康福祉部社会福祉課（Tel67 - 1811）まで問い合わせください。

相談② … 除雪費用が高額にならないか心配です。

答え…郡上市社会福祉協議会では、高齢者・障がい者のみでお住まいの世帯等に対し、積雪の問題から家屋や生活を守るため、除雪にかかる経費の一部を助成しています。内容は下記のとおりで、2月末日までにお住まいの地域の民生児童委員を通じて申請してください。詳しくは郡上市社会福祉協議会（Tel88 - 9988）、または民生児童委員へ問い合わせください。

対象者	市内に居住する下記①～③のいずれかの世帯で、除雪が困難な住民税非課税世帯（非課税かどうかは申請者の委任により、郡上市社協にて調査します） ①70歳以上の高齢世帯 ②70歳以上の高齢者と障がい者の世帯 ③障がい者のみの世帯（障がい者は、身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳A以上、介護保険要支援1以上のいずれかの交付を受けている人）	助成金額 居住する家屋の除雪にかかった経費の4分の1以内の金額（100円未満の端数は切り捨て）とし、原則5,000円を上限とします。 例）除雪経費15,000円の場合、4分の1の金額の3,700円を助成します。
	申請方法 助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、除雪業者等が発行した請求書または領収書の写しを添付の上、民生児童委員の確認を得て申請していただきます。	



消防本部から積雪時のお願い

1. 消火栓周りの除雪にご協力を！
火災発生時に必要な消火栓が積雪で埋まっていると、すばやく使用することができません。地域の安全を守るため、迅速な消火活動ができるよう消火栓周りの除雪にご協力をお願いします。
2. 消火栓を融雪に使用しないで！
積雪時に、消火栓（地下式・地上式）を融雪のために使用することは絶対にやめてください。万一、火事が起きた時に大変困ります。また、思わぬ事故の原因にもなります。
3. 住宅密集地での雪の処分にご理解を！
市街地の住宅密集地で、用水路へ雪を入れすぎると水路がつまり、水利としての水の確保及び消火活動に支障をきたす場合があります。町内会や自治会単位で適切な雪の処分をお願いします。



ご家庭の灯油ホーム タンクの雪害にご注意！

- 積雪時の落雪などでタンクや配管が損傷し、灯油の流出が懸念されます。融雪とともに被害が拡大する恐れがありますので次の事に注意しましょう。
- ①落雪等による配管の損傷防止、タンクの転倒防止を講じる。
 - ②ホームタンクから灯油を小分けする場合はその場を離れない。
 - ③灯油の減り具合が著しい場合は、流出がないか確認する。
 - ④万一、灯油が流出した場合は、消防署へ連絡する。